



中西 準子

なかにし・じゅんこ
学博士。横浜国立大学名誉
教授。環境リスク評価。文
化功労者。75歳。

今年6月、東京池袋で起きた、危険ドラッグ吸引者の暴走車による1人死亡6人重軽傷の事故は、危険ドラッグの危険性を一挙に日本社会に知らしめることになった。

危険ドラッグの定義を簡単に書けば、麻薬や覚醒剤のように、脳や神経に作用し、興奮作用や真逆の鎮静作用を持ち、習慣性もある薬剤であり、「麻薬および向精神薬取締法」「覚醒剤取締法」または「薬事法」で禁止されていないものである。

今年6月、東京池袋で起きた、危険ドラッグ吸引者の暴走車による1人死亡6人重軽傷の事故は、危険ドラッグの危険性を一挙に日本社会に知らしめることになった。

危険ドラッグの定義を簡単に書けば、麻薬や覚醒剤のように、脳や神経に作用し、興奮作用や真逆の鎮静作用を持ち、習慣性もある薬剤であり、「麻薬および向精神薬取締法」「覚醒剤取締法」または「薬事法」で禁止されていないものである。

った科学技術の進歩がもたらした新しい問題であり、その新しさに法律が追いつくことができないという問題でもある。

大量の規制で追い詰めようとするのはいかにも「古く」、決定打になるとは思えないし、むしろ、規制物質が増えることで、規制側自身がそれに追いつけず、また、国民生活や他産業にも負の影響を引き起こし、弊害も大きくなる。物質規制一本槍はムリだということを感じます。

ひ、この方向をもっと追求してほしい。

量的に多い。しかし、飲酒の場合、アルコールそのものを禁止せずに、飲酒運転をなくすことに努力し、成功しつつある。ドラッグの場合の有害性は強いので、物質の禁止や使用抑制も必要だが、それだけに頼るのではなく、物質の禁止とはやや離れて、交通事故による犠牲者をいかに減らすかという「社会的」な視点からの対策も必要であり、飲酒運転規制の経験に学ぶこともできるはずである。

危険ドラッグ 物質規制だけではムリ

薬物として、規制する「包括規制」方式を採用するなど、矢継ぎ早に規制を拡大、強化している。これまでの個別物質指定の弊害を克服する一つの智慧であり、厳しい規制ほど良いという立場に立てば、優れた対策である。

は、機能とか作用で考えることである。中枢神経に作用する機能を、キット（簡易測定機）のようなもので捉えることは可能はずで、この機能がある値を超えればダメという判断をすることは理に適っている。

較してみよう。平成25年、ドラッグによる交通事故件数は38件であるが、これによる死亡がどの程度かは報告されていない。飲酒運転事故件数はここ10年くらいで激減しており、昨年、飲酒事故は4335件、うち死亡事故件数は238件である（警察庁調べ）。

程度認めることになるのでないか、それより一網打尽で禁止すべきという議論がわが国では強くなってしまっている。しかし、それは規制逃れが巧妙なドラッグ製造側の思いつきばかりである。脱法ハーブという呼称を、国は危険ドラッグに変えた。ドラッグのすべてを危険＝違法と考えたいからだと思うが、そういう発想には限界がある。発想の転換を求めたい。